



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1081	一般競争入札による落札者の決定	(管財課)..... 1
1082	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課)..... 2
1083	指定障害福祉サービス事業者の指定	(")..... 2
1084	地域森林計画の案の縦覧	(林業振興課)..... 2
1085	〃	(")..... 3
1086	〃	(")..... 3
1087	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)..... 3
1088	道路の区域変更	(道路保全課)..... 4
1089	道路の供用開始	(")..... 4
1090	道路の区域変更	(")..... 4
1091	道路の供用開始	(")..... 5
1092	〃	(")..... 5
1093	〃	(")..... 5
1094	道路の区域変更	(")..... 6
1095	道路の供用開始	(")..... 6
1096	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)..... 6
1097	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 7
1098	南海橋本林間田園都市・三石台第八地区建築協定の認可	(建築住宅課)..... 7

告 示

和歌山県告示第1081号

令和3年度管使第3号和歌山県振興局電話交換機器等更新及び賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年11月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和3年度管使第3号和歌山県振興局電話交換機器等更新及び賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局管財課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和3年10月20日
- 落札者の氏名及び住所
NTTグループコンソーシアム

(代表者) 西日本電信電話株式会社
大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
(構成員) NTT・TCリース株式会社
東京都港区港南一丁目2番70号

- 5 落札金額
224,400,000円（うち消費税及び地方消費税の額20,400,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年9月10日

和歌山県告示第1082号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和3年11月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012250662	リハビリ・入浴特化型デイサービス「Reha・Spa」	田辺市下万呂482-10	自立訓練（機能訓練）	株式会社療創会	田辺市下万呂472-4	令和3.10.31

和歌山県告示第1083号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年11月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害の種類別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012410555	就労支援事業所すの一どろっぷ	西牟婁郡上富田町岡1番地の1	就労継続支援A型	知的障害者 精神障害者	合同会社Dahlia	西牟婁郡上富田町岡1番地の1	令和3.11.1

和歌山県告示第1084号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき地域森林計画を立てるので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和3年11月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 森林計画区の名称
紀北森林計画区（和歌山市一円、海南市一円、橋本市一円、紀の川市一円、岩出市一円、海草郡一円及び伊都郡一円）
- 2 縦覧場所
和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局農林水産振興部林務課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び伊都振興局農林水産振興部林務課

3 縦覧期間

令和3年11月5日から同月29日まで

和歌山県告示第1085号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和3年11月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 森林計画区の名称

紀中森林計画区（有田市一円、御坊市一円、有田郡一円及び日高郡一円）

2 縦覧場所

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局農林水産振興部林務課及び日高振興局農林水産振興部林務課

3 縦覧期間

令和3年11月5日から同月29日まで

和歌山県告示第1086号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項及び同法第39条の4第1項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和3年11月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 森林計画区の名称

紀南森林計画区（田辺市一円、新宮市一円、西牟婁郡一円及び東牟婁郡一円）

2 縦覧場所

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局農林水産振興部林務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課

3 縦覧期間

令和3年11月5日から同月29日まで

和歌山県告示第1087号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年11月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1088号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年11月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺印南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市秋津川字木道4123番3地先から同市秋津川字木道4131番2地先まで	旧	3.49 ） 5.04	37.86	
同上	新	3.81 ） 9.45	37.86	

和歌山県告示第1089号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年11月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 田辺印南線

供用開始の区間 田辺市秋津川字木道4123番3地先から同市秋津川字木道4131番2地先まで

供用開始の期日 令和3年11月5日

和歌山県告示第1090号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年11月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日置川大塔線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町久木字苔701番5地先から同町久木字堂之前329番1地先まで	旧	4.39 } 13.36	459.15	
同上	新	8.16 } 22.82	456.65	

和歌山県告示第1091号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年11月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 日置川大塔線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町久木字苔701番5地先から同町久木字苔699番地先まで

供用開始の期日 令和3年11月5日

和歌山県告示第1092号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年11月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 日置川大塔線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町久木字はとば101番1地先から同町久木字中部320番1地先まで

供用開始の期日 令和3年11月5日

和歌山県告示第1093号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年11月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 奥佐々阪井線

供用開始の区間 海草郡紀美野町動木字桑添1872番2地先から同町動木字桑添1874番1地先まで

供用開始の期日 令和3年11月5日

和歌山県告示第1094号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年11月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大附見老津停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町小河内字白ノ谷1488番1地先から同町小河内字みゞど883番4地先まで	旧	3.63 } 6.55	85.20	
同上	新	6.55 } 13.19	85.20	

和歌山県告示第1095号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年11月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 大附見老津停車場線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町小河内字白ノ谷1488番1地先から同町小河内字みゞど883番4地先まで

供用開始の期日 令和3年11月5日

和歌山県告示第1096号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年11月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

瓜谷地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	みなべ町	西本庄	半田	118番1	

2号	〃	〃	〃	〃	〃	
3号	〃	〃	〃	〃	133番	
4号	〃	〃	〃	〃	〃	
5号	〃	〃	〃	〃	〃	
6号	〃	〃	〃	〃	153番	
7号	〃	〃	〃	〃	157番	
8号	〃	〃	〃	〃	158番2	
9号	〃	〃	〃	〃	149番	
10号	〃	〃	〃	〃	136番1	
11号	〃	〃	〃	〃	125番	

和歌山県告示第1097号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和3年11月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3580	紀の川市下井阪字三ツ塚48 9番1の一部	紀の川市中井阪209番地の5 タニガワ住宅株式会社 代表取締役 谷川義治	令和 3.10.19	6.00	45.17

和歌山県告示第1098号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により、南海橋本林間田園都市・三石台第八地区建築協定を令和3年10月26日に認可したので、同条第2項の規定により公告する。

なお、建築協定書及び関係図書は、橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年11月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸